

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す 小金井市条例逐条解説(抜粋・見直し箇所比較資料)

● 5 ページ 第 2 条第 1 号 解説

解説

本号は、小金井市条例における「障害者」の定義を明らかにしたものです。基本的には差別解消法第 2 条 1 号と同趣旨の規定ですが、以下の点を補足します。

1 障害の意義

障害は、個人の心身の機能によって生じるものではなく、その人に対する態度及び環境といった社会的障壁との間の相互作用によって生じるものであり、そのことによって継続的日常生活又は社会生活に制約がある状態であると考えられています。これは障害の「社会モデル」という考え方に基づいています。

● 11 ページ 第 2 条第 6 号 解説

解説

虐待防止法において、虐待の類型として、①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④ネグレクト⑤経済的虐待の 5 つの類型の虐待が規定されています。

小金井市条例における虐待の定義は、虐待防止法と同趣旨ですが、特に件数が多い類型について例示列举をすることで定義をしています。

なお、「心理的な暴力」とは、障害者に心理的ダメージを与える目的をもってなされる威嚇や暴言等をいい、「心理的な外傷を与える言動」とは、障害者に心理的ダメージを与える目的をもってなされたものではなくても、結果として心理的ダメージを与えることとなる言動をいいます。

● 12 ページ 第3条第2項 解説

解説

本条は、小金井市条例に基づいて障害を理由とする差別を解消する施策を進めていく際に拠り所とすべき基本的な考え方を示したものです。

障害のある人は、本人の意向とは関係なく施設や病院への入所等を強いられ、社会参加したくても十分にはできないような環境に置かれてきました。

「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会」とは、そのような環境に置かれてきた障害のある人が積極的に参加・貢献していくことができ、障害のない人もそれを身近な問題として捉え、十分に理解し協力できるよう、共に学びながら共に生きていける街です。

その先には「差別を解消し、障害者と障害者でない者とは分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会」があり、小金井市条例第2条第6号で定義した、共生社会の実現につながっていきます。

これを実現するためには、障害を、障害のある人だけの問題としてではなく、すべての人の問題として認識することが重要です。互いの違いを理解し、互いに尊重していくことが重要です。

差別の多くは、障害に関する誤解、偏見その他の理解の不足から起こるものです。そのため、市民や事業者の理解を深めるため、障害理解に関する取組を進めることが必要です。

● 15 ページ 第9条第1項 解説

解説

1 第1項

本項は、小金井市及び事業者による合理的な配慮の提供について定めた規定です。

小金井市及び事業者による合理的な配慮の提供を義務として規定しています。事業者による合理的な配慮の提供については、小金井市条例制定時は努力義務としていましたが、平成30年10月1日に施行された都条例で義務付けられている（都条例第7条第2項）ことや、令和3年5月に改正された差別解消法（令和3年6月4日公布、公布の日から3年以内に施行）において義務化されることに伴い、義務化しました。

合理的な配慮の提供は、第2条の定義規定において「障害者の求めに応じて」と定めているとおり、障害者の意思を尊重して、そのニーズに的確に応じて提供されるべきであります。さらに個別の状況にも応じた適切な配慮が必要であることから、「当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」と明記しています。

また、地域生活において、合理的な配慮の例示が必要と考えられるそれぞれの生活場面についての規定をしています。

その実施にあたっては、小金井市条例第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当事者のニーズを尊重し、それぞれの障害に応じて工夫する必要があります。

● 21 ページ 第12条第2項 条文

(教育)

第12条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。

● 29 ページ 平成30年制定付則第2項 解説

解説

付則2

平成33年(令和3年)10月1日を目途に、小金井市条例の見直しを行います。見直しに当たっては、小金井市条例の施行状況や国の障害者施策の動向を踏まえ検討することとします。

3年後の検討にあたっては自立支援協議会の意見を聞きながら、広く市民や当事者・家族の意見を聞く機会を設け、その意見をもとに行うようにしていきます。

● 30 ページ 令和4年改正付則第2項 解説

解説

付則2

令和4年4月の改正は、小金井市条例制定時の付則の規定に基づき、小金井市条例の施行後3年が経過したことを機に、小金井市条例の施行状況や国の障害者施策の動向を踏まえて検討したものです。ただし、その内容は、この条例の実効性の確保と、都条例や法改正との整合をはかることを目的とする、必要最低限の見直しにとどまっています。

改正法は令和3年6月4日に公布されましたが、公布の日から3年以内に施行するとされており、改正法の施行後あらためて見直すべきことが、今後明らかになってくると思われます。そのため、今回見直せなかったことも含め、改正法施行後3年を目途として、あらためて小金井市条例の施行状況や国等の障害者施策の動向を踏まえ検討することとします。

その検討にあたっては小金井市地域自立支援協議会の意見を聴きながら、広く市民や当事者・家族の意見を聴く機会を設け、その意見をもとに行うようにしていきます。